

軽油引取税

軽油引取税は、バス・トラックなどの燃料油である軽油の引取りに対して課される税です。

納める人（法第 144 条の 2、144 条の 3）

軽油引取税は、次の行為などに対して課されます。

- (1) 特約業者又は元売業者から現実に軽油を引き取った場合
- (2) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として販売した場合
- (3) 石油製品販売業者が
 - ① 軽油に軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合
 - ② 軽油以外の炭化水素油同士を混和して製造された軽油を販売した場合
 - ③ 燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として販売した場合
- (4) 自動車の所有者が、燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として道路において運行の用に供するため消費した場合

豆知識

元売業者・特約業者とは…

元 売 業 者……………軽油を製造・輸入・販売することを業とする者で総務大臣の指定を受けた者（法第 144 条の 7） けた者をいいます。

特 約 業 者……………元売業者との販売契約に基づいて継続的に軽油の供給を受け、販売（法第 144 条の 8・9） することを業とする仮特約業者のうち都道府県知事の指定を受けた者をいいます。

税 率（法第 144 条の 10）

1 キロリットルにつき……………15,000 円
(1 リットルにつき……………15 円)

申告と納税（法第 144 条の 14、144 条の 18）

上記 (1) の行為に課せられる税は、元売業者や特約業者が、軽油の代金に含めて徴収し、毎月末日までに前月分を申告し、納めることになっています。

上記 (2)・(3)・(4) の行為に課される税は、(2)・(3)・(4) の行為者自身で毎月末日までに前月分を申告し、納めることになっています。

製造等の承認（法第 144 条の 32）

次の行為を行う場合は、10 日前までに承認の申請を行ってください。もし、承認を受けない場合は、法律により罰せられます。

- (1) 軽油に軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造する場合
- (2) (1) のほか、軽油を製造する場合
- (3) 燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として譲渡する場合
- (4) 燃料炭化水素油（灯油や A 重油等）を自動車の燃料として消費する場合（(3) の承認を受けたものを除く。）

免税の手続（法第 144 条の 6、144 条の 21、法附則 12 条の 2 の 7）

軽油引取税は、その使用目的に関わらず軽油の消費等を対象として課税しています。

しかし、政策的配慮により、課税免除することが適当と認められる特定の用途については、課税されないことになっています。

課税免除を受けるためには、次の手続を行ってください。

- (1) 免税になる軽油を使用しようとする方は、あらかじめ申請により免税軽油使用者証の交付を受けておきます。
- (2) そして、免税証の交付の申請を行うと、必要な数量の免税証が交付されます。
- (3) 軽油を購入するときに特約業者等へ購入数量に見合う免税証を引き渡すと税（1ℓ当たり 15 円）を引いた価格で軽油を購入することができます。

免税軽油の引取り等に係る報告義務（法第 144 条の 27）

免税軽油を使用する方は、毎月末日までに前月の初日から末日までの間に行った免税軽油の引取り数量、引取りの際に販売業者に提出した免税証の明細、当該販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称並びに前月の初日から末日までの間の免税軽油の使用状況その他必要な事項を報告しなければなりません。

ただし、交付を受けた免税証の数量が 1 月当たり 1,000 リットル未満である者については、特例により、免税証の有効期間満了の際又は新たに免税証の交付申請をする際に各月分をまとめて報告することになっています。

注 意

- (1) 免税軽油使用者は、免税軽油の使用状況を免税軽油使用実績書に記載しておき、次回の交付申請の際に提出しなければなりません。
- (2) 不正に免税証の交付を受けたり、免税証を譲渡すれば、法律により罰せられます。（法第 144 条の 22～26）
（免税証を預けたり、預かったりすることも禁じられています。）
- (3) 免税軽油の引取り等に係る報告書の提出をしなかったり、虚偽の記載をした報告書を提出した者は、法律により罰せられます。（法第 144 条の 28）

不正軽油に関する罰則（法第 144 条の 33 等）

◎不正軽油とは…ディーゼル車の燃料である軽油に重油等を混和する等して製造された“脱税軽油”。

その製造の過程で排出される硫酸ピッチの不法投棄や、燃料として使用すると自動車故障等の問題があります。

法第 144 の 12 等	帳簿書類の検査や採油を拒否したら
	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
法第 144 の 33	不正軽油を製造したら
	（個人）10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金（又は併科） （法人）3 億円以下の罰金
法第 144 の 33	不正軽油の原材料等を提供したら
	（個人）7 年以下の懲役若しくは 700 万円以下の罰金（又は併科） （法人）2 億円以下の罰金
法第 144 の 33	不正軽油を運搬、購入、販売等したら
	（個人）3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金（又は併科） （法人）1 億円以下の罰金
法第 144 の 41	軽油引取税を脱税したら
	10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金（又は併科） （脱税額が 1,000 万円を超える場合は、脱税額相当以下の罰金）
法第 144 の 41	申告書を提出しないことにより、軽油引取税を脱税したら
	5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金（又は併科） （脱税額が 500 万円を超える場合は、脱税額相当以下の罰金）